寺院の再配置実績からみた殖民都市の市街地形成過程に関する研究

Study of Urban formation process of Colonial Cities Seen from the Results of Temple Relocation

久保勝裕*・安達友広**・木曾悠峻*** Katsuhiro Kubo, Tomohiro Adachi and Harutaka Kiso

Many urban areas of Hokkaido constructed in the Meiji era were constructed in an extremely planned manner. However, the respective methods of expanding each urban area were unique. Temples were relocated in the midst of this urban reorganization. In other words, it is considered that urban expansion in Hokkaido was carried out through a process of "second design". In this study, we elucidate the method of temple relocation, and clarified the actual state in which that peculiar landscape was created. For example, in Yoichi, the urban area was expanded, adjoining to the modern city. At this time, the existing temples, due to the intention of the early Meiji administrative unit, were moved to the side of the road outside the new city. In Hokkaido cities, temples with their respective characteristics were relocated based on the state of each period landscape, institutional landscape, and urban expansion and their unique landscapes continue until this day.

keywords: Colonist City, Grid urban area, Temple, Urban reorganization, Relocation 殖民都市、グリッド市街地、寺院、市街地再編、再配置

1 はじめに

1-1 研究の背景と目的

明治期に建設された北海道の市街地の多くは、「市街地 区画図」に基づいて極めて計画的に建設された。同図は、 北海道開拓使や後継組織である北海道庁によって設計・作 成され、建設時の設計図としてだけではなく、市街地区画 を入植者に開放する際には敷地を特定する図面として公開 された。また、道路計画に加えて街区内の宅地割が示され ている場合が多く、さらに公衙用敷地・学校敷地・共有地 等が予め設定された。現在、同じ用途施設が立地する都市 は多いのである。後述する名寄市街地は、1つの完成型と 言えるだろう。

しかし、人口増加を受けたその後の市街地拡大の状況は、 近世市街地との関係や、市街地区画地の移住者への開放の 仕方などによって、それぞれ固有性を持つ。

こうした多様な市街地拡大に対して、象徴的に行われたのが寺院敷地の再配置である。当時としては数少ない大規模施設であり、本来は民間施設でありながら明治期の宗教統制の中で公的な位置付けがされていた (1)。そして、こうして再配置された寺院敷地は、市街地から見上げる丘陵地や、区画道路の正面に配置される等、市街地における特徴的で象徴的な景観を創出している場合が多い。

つまり、北海道の市街地は、広く指摘されてきた建設当初の計画に加え、その後の市街地拡大の過程で、2度目のデザインがされたのではないか。そこでは、寺院の再配置を伴う市街地の再編が行われ、その中で特徴的な寺院の配置が行われたと考えられる。

そこで本研究では、寺院が特徴的に配置された北海道の 市街地を対象に、市街地が拡大する状況を把握した上で、 寺院がどのような背景のもとで、誰の発意に基いて再配置 されたかを解明し、市街地の拡大・再編期における寺院再 配置の実態を明らかにする。

1-2 研究の対象と方法

本研究では、北海道の余市町、寿都町、天塩町、名寄市の市街地と、その寺町に立地する19 寺院を分析対象とした。一部市街地では神社の動きも参考として記述したが、神社の分析は今後の課題としたい。なお、4市街地は、北海道の市街地建設の流れを念頭に(2章参照)、各々の時代背景を持った市街地として選定した。近世市街地を基盤とする寿都市街地、道内で最初期に建設された余市市街地、市街地設計手法が確立する以前に建設された天塩市街地、同手法が確立した後に建設された名寄市街地である。

また、本研究では以下の手順で分析を進めた。

①対象都市の分析に先立って、北海道における市街地の建 設経緯と宗教統制の流れを概観し、対象都市の各々の位置 付けを明らかにした。②各市街地建設時からその後の拡大 経緯を把握した。③対象都市の各々の市史・町史等と参考 文献 12~15) に示した北海道内の個々の寺院の沿革等を 示した文献を用いた調査から、各市街地の寺院について、 創立年と創立地、現在地への移転年、開拓使や北海道庁な どの公的主体の関与の実態等を把握した。使用した文献・ 資料は、対象都市毎に参考文献欄に示した。これについて は、文献調査に加えて、個々の寺院に対して上記内容を確 認するためのアンケート調査を実施した。また、再配置後 の現在地の空間的な特徴を明らかにするための、現地での 目視調査を実施した。④再配置が実施された前後の市街地 の状況、市街地建設史と宗教統制史における位置付け等か ら、再配置に至った背景、発意者、空間計画の手法、など をそれぞれ明らかにした。

現地における空間調査は、2019年5月から11月までに

^{*}正会員 北海道科学大学工学部 (Hokkaido University of Science)**正会員 株式会社伊藤組土建 (Hokkaido University of Science)***正会員 株式会社中山組 (NAKAYAMAGUMI Co., Ltd.)

実施した。また、各寺院へのアンケート調査は、上述した 19 寺院を対象に、2020 年 3 月に郵送で発送し、郵送で回 収した。回答率は 52.6%である。

1-3 既往研究

北海道開拓に関する研究は、その後の北海道研究の基 礎となった高倉新一郎¹⁾ や河野常吉²⁾ による幅広い研究 があり、これに続き、山田³⁾ は市街地の形成要因を周辺 地域との関係から分析して行政機関の重要性を指摘してい る。グリッド市街地に関する研究では、本井⁴⁾らは、殖 民地区画制度の中で実施された市街地区画測設の計画過程 を明らかにした。桜井ら5)は、札幌や帯広等の都市設計 手法の解明を試みた。牧野ら⁶⁾ は札幌の幾何学的特異点 に着目した分析を行い、柳田⁷⁾ は精緻な研究により主に 屯田兵村を対象とした農村計画全体の空間構成原理を明ら かにした。また、久保^{8) 9) 10) 11)} らは、北海道の一部のグリッ ド市街地において山当ての現象が見られることを、GISや GPS を用いた精緻な計測を実施して論じ、さらに、市街地 近傍の奇岩に向けた軸線についても同じ方法でその実態を 明らかにしている。しかしこれらは、本論で取り上げた市 街地の再編の実態を寺院の再配置という視点から市街地の 空間分析を行ったものではない。

2 北海道における市街地の建設経緯と寺院の位置づけ

(1) 市街地の新設と再編

北海道の市街地設計の先駆けは、松前・江差・箱館・寿都(後述)等の近世市街地を除くと、明治2年に町割りに着手した札幌市街地である。当時からグリッド市街地の有効性が議論され、その後の市街地設計に大きな影響を与えた。なお、同一規格の街区と宅地を設ける手法は、市街地を移住者に開放する際に公平性を保つためであり、開拓手法が空間構成に反映された例である。

市街地の新設と並行して、沿岸都市での市街地の再編も 断続的に実施された。特に明治期には大火による被害が多 く、防災都市計画を意図した計画技術が蓄積されていった。

特に函館市街地では、明治11年大火の復興事業として「市区改正」が実施され、①道路の拡幅・直線化、②耐火家屋の建設、③広幅員道路による「火防線」の設置、④大規模寺院の市街地外縁部への移転、等の手法が実践された。同9年の石狩、同10年の根室、同11年の浦河などで試行され、函館で総合化されたとみるべきであろう。

こうした手法は、増毛での復興計画による「三大火防線」 (同 13 年)、余市(後述)での既存道路を拡幅した火防線、 等で採用され、同 28 年の天塩(後述)でも 2 本の火防線 が建設されている。旭川(同 22 年)、帯広(同 26 年)等 の大規模市街地では、広幅員道路を配してその機能を担わ せた。

市街地の新設は、同29年の殖民地選定及び区画施設規程規定(以下、明治29年規定)でその計画方法が体系化され、ニセコや名寄(後述)など、その後の明治30年代以降の市街地設計では、神社や寺院敷地が市街地の最端部

に計画されるようになった。地方都市では、寺院が寺小屋 的簡易教育を担っており、当時の市街地において焼失を避 けたい教育施設としての側面もあり、延焼防止をより意識 したものであろう。

以上、北海道の市街地では、建設時の計画性に加え、開 拓の進展とともに計画技術を蓄積していった実績がある。

(2) 北海道開拓期における寺院の位置づけ

一方、北海道開拓期の宗教団体の進出は、東本願寺派による本願寺道路の開削と管刹の設置に始まる⁽²⁾。この時期は、明治維新後の神仏分離・廃仏毀釈の流れにあり、明治8年から道内での各仏教団体による布教活動が活発化した⁽³⁾。明治10年代から寺院の建設が認められている。

北海道の特徴は、明治21年以降、内務省や拓殖務省から権限委譲を受けて、北海道庁が寺社創立の許可、一町村一社、同宗派並立の禁止、等を統制した点である。

明治 35 年には「社寺規程」を制定し、社寺の創立等の 許可基準を定めた。寺院の場合は、境内地が 700 坪以上

年	(1	開拓関連 行政・制度等)	沿岸都市	内陸都市	宗教関連 (制度等)	寺社の 再配置
江戸期			松前 石狩 江差 箱館 寿都			
M01 M02 M03 M04 M05	開拓使	開拓使設置	伊達	札幌	・神仏分離・廃作 ★本願寺道路の ・太政官布告 〈神社の儀は国家	の開削
M06 M07 M08 M09 M10		屯田兵条例	根室 石狩 〈大火復興〉	琴似(札幌)*山鼻(札幌)*	★各宗派による 布教開始	3
M11 M12 M13 M14 M15			函館 〈市区改正〉 余市 網走 浜中	江別* 月形		余市
M16 M17 M18 M19 M20	三県時代 北海	殖民地選定事業	広尾 古平 紋別 輪西(室蘭)*	岩見沢 野幌(江別)*		
M21 M22 M23 M24 M25	道庁	殖民地区画制度	留萌枝幸	旭川 美唄* 東旭川*	・内務省から 道庁に権限委譲	寿都
M26 M27 M28 M29 M30		殖民地選定及び 区画施設規程	浦河 羽幌 天塩 室蘭	帯広 深川 一己(深川)* 北見*	★この頃、各宗 北海道進出の ・拓殖務省から	派による 本制整備
M31 M32 M33 M34 M35			常呂	清水 士別* 名寄	道庁に権限委託 ・【社寺規程】(
M36 M37 M38 M39 M40	区 ② り	 図中の年代は、名 画測設年を示す。 屯田兵村は参考3 屯田兵の入土年	文献 7)よ キ示す。	ニセコ 美幌 芽室		
M41 M42 M43 M44 M45	はた陸示	分析対象4市街地 、参考文献18-3 。それ以外の沿岸 都市は、測設年7 もた資料がないか 市史・町史・村史	3) によっ 詳都市と内 を体系的に とめ、各々	音威子府	・【神社規程】 【寺院規程】	名寄
大正期			苫小牧(T07)	* : H	計析対象都市 三田兵村 45宗教団体・ 長派の動き	

図-1 北海道における市街地建設の流れ

などの基準が明示された $^{(4)}$ 。この敷地規模は市街地区画になじまず、寺院の郊外化を促した一因となった。

この規定は、明治 20 年代から本格化した北海道内陸部での開拓の進展に応じて、各仏教団体が北海道進出の体制を強化した時期に重なる⁽⁵⁾。北海道庁として寺社をどのように市街地に受け入れるかを示した規程と言える。

3 新市街地建設時に寺院を計画的再配置した余市市街地

(1) 近世市街地に隣接する新市街地の増設

余市市街地は、江戸末期からの漁村を基盤としている。 安政 2 (1855) 年に、神威岬以北での永住が許可されて から市街地形成が本格化した ⁽⁶⁾。明治以降には、道内で も最も早い時期にグリッド市街地が建設された。 まず、永住許可から2年後に、ヌウチ川 (現ヌッチ川) 沿いに「澤町」が開設された。住民に土地を割譲し⁽⁷⁾、 宿屋や商店等による市街地が形成された。同時期には海岸 沿いに「山碓村」と「浜中村」が存在した。

この1町2村の近世市街地に対して、明治5年に山碓村に並行する「富澤町」が開削された。さらに同13年には、富澤町の西側に13万3000余坪の新市街地が増設された。中町・梅川町・琴平町である $^{(8)}$ 。これで、概ね 60×30 間の街区が並ぶグリッド市街地の基盤が完成した。

(2) 道路端部への寺院の再配置

明治13年の市街地再編後の余市市街地には、市街地区 画道路の先端部に2神社5寺院が配置され、現在でも1神 社5寺院が現存する⁽⁹⁾。

> 即信寺は、明治3年に開拓使 から山碓村裏地に1000坪を下 附されたが、同12年に現在地 に転地を命ぜられた。現在地に 新たに 2500 坪を下附され、翌 13年に移築している。永全寺 は、文久3年(1863年)に幕 府の許可を得て澤町に2500坪 の地所割渡を受けて創立した。 明治12年に市街地の「区画改 正に付き寺地返上」し、翌13 年に現在地に移転した。宝隆寺 も、安政5 (1858年) に澤町 に寺地開墾地付で15000坪の 地所割渡を受けた後に、明治 12年に「新地開創二付キ舊地 ヲ返上シ」、明治13年に現在 地に移転している。

なお余市神社は、同16年に 浜中村の浜中稲荷神社が、現在 の市街地区画道路の軸線上に移 遷された。

(3) 公的主体によるグランド デザイン

このように余市市街地では、 近世市街地に創立された寺社 が、隣地での市街地増設時に、 新市街地の道路端部に再配置さ れた。移転先の敷地を具体的に 選定したのが開拓使とは断定で きないが、「舊地ヲ返上」させ、 「現在地に転地を命」じたのは 開拓使であり、一連の再配置に は開拓使の意向が強く働いてい た。つまり、公的主体が市街地 再編のグランドデザインを描 き、強い権限で寺社配置をコン

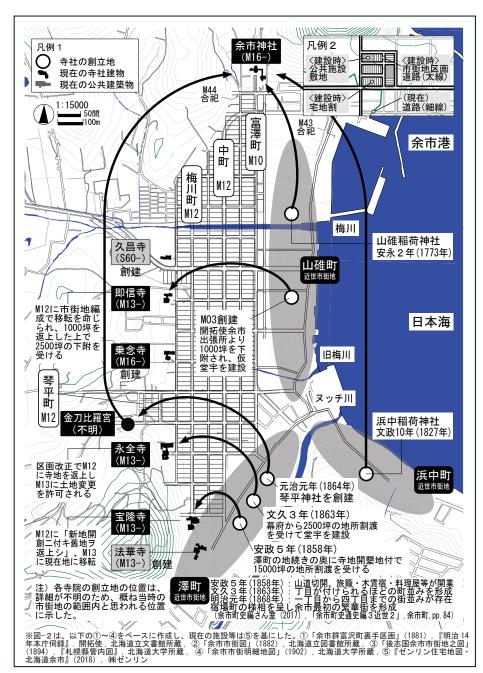


図-2 余市市街地における寺社の再配置

トロールしていたと言えるだろう。

空間的には、①区画地外に配置する。②丘陵地の斜面に 配置する、③道路の正面に配置する、などの手法が用いら れた。これにより、寺院から市街地を見通す海への軸線、 逆に、丘陵地を背景にした寺院建築物へのアイストップ、 といった固有の景観が形成された。

北海道での市街地建設の初期に実施された余市市街地の 区画の設定(明治13年)は、函館市区改正(同11年)に至っ た一連の都市改造の流れに影響を受けていると考えるのが 妥当であろう(2章)。区画後には4本の区画道路を拡幅 して「火防線」を増設する計画も立案しており、防災性の 向上が当時の都市設計における重要テーマであり続けてい たことが確認できる。こうした時代背景を考えると、上記

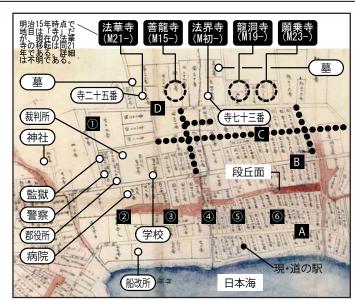
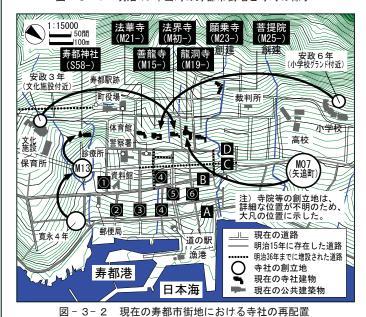


図 - 3 - 1 明治 15 年当時の寿都市街地と寺町の様子



※図-3は、以下の①~③をベースに作成し、現在の施設等は④を基にした。①「寿都港町名区 画見取図」(1882),寿都郡役場,北海道文書館所蔵、②「広告利用寿都市街図」(1903),出版人: 田尻興吉、③『寿都歴史的資源実態調査報告書』(1997),寿都町役場企画振興室、④『ゼンリ ン住宅地図・北海道千歳』(2016), ㈱ゼンリン

図-3 寿都市街地における寺社の再配置

の手法は函館等で蓄積した防災都市計画の手法を部分的に 導入したものでると考えられる。また、市街地設計手法が 未確立な時期であり、区画地内に公共用地等を設けなかっ たが、寺社を重要な都市施設と捉え、都市デザインの対象 としていたことが伺える。

4 近世市街地再編の一環で寺町を創出した寿都市街地

(1) 近世市街地の継承

寿都市街地は、江戸期から鰊漁で栄えた日本海沿いに立地し、漁村を基盤とする市街地である。市街地内に海岸段丘面があり、その上下段に市街地が広がる。

この市街地は、海岸線に平行する4筋の道路からなる。 以下、本章で示すA~D道路と③④道路は、図-3中の表

> 記に対応する。海岸沿いのA道路と段丘上段のB 道路は近世以来の商業軸である。現国道 229 号 のC道路は昭和 58 年に延伸されて市街地を縦断 する幹線道路となった。D道路には寺町が並ぶ。

寿都郡役場が明治 15 年に実施した区画調査の結果が示された「寿都港町名区画見取図 (10) (図 -3-1)」を見ると、C道路が市街地を貫通したこと、これにより寿都神社が山側に移築されたこと (11)、などが現在との違いである。

(2) 短期間での寺町の形成

寿都市街地では、伝統的な6寺院中、5寺院の 敷地がD道路沿いに連続し、道内最大規模の寺町 を形成している。

これらの多くは、明治20年前後の数年間で一挙に現在地に移転している。最も早い移転は法界寺である。現開進町で安政3年に創立し、明治初期に現在地に移転した。また、明治7年に矢追町で創立した龍洞寺も、同19年にその隣地に移転した。同じく矢追町で創立した善隆寺も、明治20年までに移転している。最後発の願乗寺は、同23年に現在地で創立した(12)。

(3) 近世市街地の再編と寺町の一体的整備

寺町を建設した明治20年前後の寿都市街地では、2度の大火があり、2本の道路が開削された。寺町周辺を焼いた大火は同20年と同22年にあり、C道路と④道路は明治15年から同34年の間に開削された。この道路の増設は、図-3-1の寿都港町名区画見取図(明治15年)と明治36年に出版された「広告利用寿都市街図」(13)を見比べることで確認できる。明治15年に移転した善隆寺が自費で④道路を開削した記録があり(14)、道路開削による近世市街地の再編と寺町建設が連動して行われたことが確認できる(15)。

こうした寺町への一連の移転に対して、地元では、「鰊場の親方や有志達が、都市計画にてお寺を同じ町内に集めた」と伝えられている (16)。余市のような公的主体 (開拓使) の関与は不明だ

が、地元での何らかの協議により寺町が実現したことがわかる。なお、同25年に山側で創立した菩提院は寺町での敷地獲得を目指したが、北側にある河川によってかなわずに現在地に建設したと言われている。これからも、現在地に寺院を集める構想が協議されたことが伺われる。

こうした経緯により、400mにわたって寺院が連なる街並みが形成された。なお、④道路の正面に善隆寺が移転したことで、4寺院が区画道路に正対する配置となった。市街地からは寺院を視認でき、寺院からは海を眺望できる。連続するアイストップは固有の景観を作り出しており、また、法華寺が移転する前の明治15年当時から存在し、港と丘陵地をつなぐ唯一の直線道路であった③道路は、現象としての幌別岳への山当てが見られ、結果として現在の市街地における景観軸の1つを形成している。

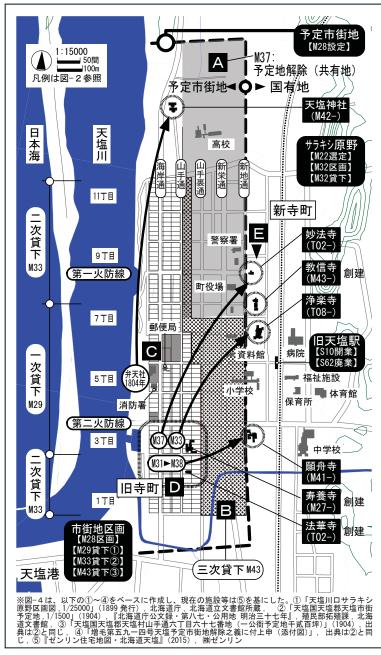


図-4 天塩市街地における寺社の再配置

5 市街地拡大により寺院を計画的再配置した天塩市街地

(1) 段階的な市街地の拡大

天塩市街地は、天塩川の河口部に立地する。周辺原野への入植に先駆けて明治28年に「予定市街地」が設定され、内務省から北海道庁に移管された⁽¹⁷⁾。同年には、その一部に市街地区画が測設され、40×60間の街区が区画された。宅地は同29年と33年に分けて貸下げられた⁽¹⁸⁾。その後、同43年の市街地大火を受けてB地区(図-4中。以下、本章で示すA~E地区は、図-4中の表記に対応する。)で市街地区画が増設され、第3期の貸下げが行われた。

(2) 国有地への寺院の再配置

同市街地では、区画時に公衙用地が存置され(C地区)、 役場や小学校等が建設されたが、寺院敷地は設置されな かった。しかし伝統的な5寺院は、何れも海岸通と山手通

の2~3丁目に建設された(D地区)。寿養寺(明 治27年)、願舟寺(同31年)、浄楽寺(同33年)、 妙法寺(同37年)、法華寺(大正2年)である。 D地区は、第1期貸付地の最南部であり、第二 火防線の南側でもあり、防災性を考慮した寺町 構想があった可能性もある⁽¹⁹⁾。

その後、明治40年代に、3寺院が市街地最 東端の新地通沿いに移転した(E地区)。明治 41年の願舟寺、大正2年の妙法寺、同8年の 浄楽寺、である。この間、明治43年には教信 寺も新地通沿いで創建されている。

なお、江戸期から海岸通5丁目にあった弁天 社が、区画地北側の現在地に移転したのも明治 42年である。

(3) 市街地の急拡大に向けた再編

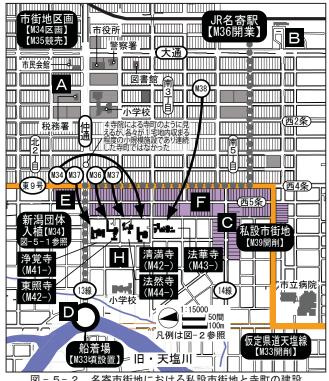
天塩市街地での寺院移転に関わる最大の特徴は、新しい寺院敷地群が予定市街地の外側、つまり内務省管轄の国有地に配置した点である。経緯の詳細は不明だが、A地区が明治37年に村の公有財産地(共有地)として開放したプロセスを見ると⁽²⁰⁾、社寺規程の基準を満たす境内地の確保向けて、公的主体(北海道庁)が強く関与したことは明らかであろう。

また、段階的に拡大した天塩市街地では、寺町が移行した前後に、①明治33年の第2期貸下げ、②同43年の169戸を焼失した大火、③同43年のB地区での市街地区画増設と第3期貸下げ、等があった。従って、寺院移転の背景には人口増加に伴う市街地拡大があり、区画地内で宅地を確保したい住民側の要請と、社寺規程を受けて大規模敷地を得たい寺院側の事情があった⁽²¹⁾。また、参考文献29)には、「大火の類焼を避けるだけでなく、市街地人口の増加をふまえたことにほかならない。」との記述があり、地元では以前から類焼防止が寺院移転の理由と伝えられてきた可能性がある。

空間的には、大規模寺院が連なる固有の街並みが形成さ れ、余市や寿都のように、区画道路の端部に建設されたこ とで、市街地側からのアイストップと同時に、寺院から海 に向けた軸線を形成した (22)。

名寄川 (13線) (14線) 丘陵地 東11号 公園 予定地 **☆** 学校用地 郵便電信局 鉄道用地 G 名寄停車場〇 東10号 御料局官舎 公立名春尋常 学校百協加 原進所 東9号 新寺町 Н 潟団体入植 【M34入地】 D 【拡大図範囲】 天塩川、 1:30000 _____100間 凡例は図-2参照 【M33頃設置】

図 - 5 - 1 名寄市街地の市街地区画図 (明治34年)



名寄市街地における私設市街地と寺町の建設 図 - 5 - 2

※図-5は、以下の①2③④をベースに作成し、現在の施設等は⑤を基にした。 ①「天塩国上川郡名寄市街区画図、1/15000」、『殖民公報第9号』(1902)。pp. 13. ②「天塩国上川郡名寄木街区画図、1/25000」(1904 初版)、北海道庁、北海道立図書館所蔵 ③「天塩国上川郡名寄市街明細図、1/2000」(1907)、著者兼発行者:名寄太市街地西四條 通南三丁目十九番地松田刊吉、北海道大学所蔵、④「北海道上川郡宗谷線名寄町全図(上 川支庁拓殖採検閲済)(1918)、編集人・発行人・印刷人、元通北ノ一阿部三次、 北海道大学所蔵、⑤『ゼンリン住宅地図・北海道千歳』(2018)、㈱ゼンリン

図-5 名寄市街地における寺院の再配置

6 予定地を変更して新寺町を建設した名寄市街地

(1) 区画地外への私設市街地の延伸

天塩川沿いに立地する名寄市街地は、市街地と鉄道を 一体で計画した停車場市街地である。明治33年に原野区 画が測設された際に、天塩川と名寄川の合流部に予定市 街地を存置した。翌34年には道庁が市街地を区画し、26

×60間の街区を配置している。一部には、公共施設 用敷地が設定され、中心部のA地区(図-5中。以下、 本章で示すA~H地区は、図-5中の表記に対応する。) には公衙用敷地を集中して配した。B地区の停車場は 同36年に開業している。

この宅地は、同35年に競売によって売却された。 しかし、転売目的のために地価が高騰し、区画地内へ の移住を阻害した⁽²³⁾。その結果、区画地外の西側と 南側地区で市街化が進み、現在の新潟県から集団で移 住した団体(以下、新潟団体)が入植していた西側 のC地区に、農地を転用した私設市街地が区画された。

この背景には、物流拠点である天塩川の船着場の存 在があった。これは市街地西側のD地区にあり、近接 するE地区が当時の中心街となり (24)、私設市街地内 のF地区には歓楽街も形成された。鉄道開業後には駅 前通が商業軸化し、駅舎と中心街をつなぐL字骨格が 形成された。

(2) 市街地西側での新寺町の設置

同市街地では、区画地最北端のG地区に6街区が連 続する大規模な寺町を予定したが、付近の市街化が遅 れたため、船着場に近いH地区に5寺院が連なる新寺 町を建設した。H地区は新潟団体の所有地にあり、各 寺院が各々の所有者から土地を購入して移転した。こ の発意・計画者は不明だが、わずか4年間で建設され たことから、公的主体(北海道庁)の関与は明らかで あろう。

まず、明治37年にE地区で創立した浄覚寺は、同 41年に現在地に移転した。同様に、同36年に創立し た東照寺は、翌42年に移転している。同年には、清 満寺もE地区から移転した。法華寺の移転は同43年、 法然寺は同44年である。

(3) 社寺規定が促した再配置

名寄市街地は明治 29 年規程後に建設された大規模 な市街地であり(2章)、先行事例を踏まえて、ある いは翌年の社寺規定の方針を先取りして予め寺町予定 地を設定した先駆的な都市である。結果的に、場所を 変更して新寺町を建設したが、この明治40年代前半 は、上述の通り、各宗教団体が社寺規程の基準を満た す大規模な境内地を模索していた時期である。

なお、新寺町建設の発意について、アンケート調査 では、「期せずしてここに寺が集まった」とする回答と、 「行政から寺町に移転するようにとの指導のようなも のがあった」との回答の両方があり、明確にはならな かった(25)。少なくとも、明治34年の市街地区画図

市街地名称		5称	余市	寿都	天塩	名寄	
概要			新市街地建設に伴う寺社の 計画的再配置	近世市街地の再編と 地元発意による寺町の創出	市街地の段階的拡大に応じた 国有地での寺院の計画的再配置	私設市街地の延伸と寺町の 再ゾーニング	
○: 寺院の創立地 ●: 寺院の現在地 近世市街地 明治期に建設された グリッド市街地		の現在地海	グリッド市街地の増設	近世市街地の再編	国有地 (1) 日	新寺町 O 市街地 区画地 私設市街地の延伸	
市		市地区画年	明治13年	江戸期	明治28年	明治34年	
街地	市街地拡大の状況		・近世市街地の隣地に グリッド市街地を新設	近世市街地において比較的低密な山側市街地の再編	・全体計画の中での需要に応じ た市街地の段階的な開放	市街地区画地外での想定外の 私設市街地の増設	
	再酮	己置年	明治13年 ~ 明治16年	明治15年 ~ 明治23年	明治43年 ~ 大正8年	明治41年 ~ 明治44年	
院の再配置	再配置の背景・発意		・函館等の防災都市計画の流れ・市街地新設時の開拓使の命令	・近世市街地の再編・民間有志による協議	・宅地確保/延焼防止 ・社寺規程による基準設定	・明治29年規程による寺町計画 ・社寺規程による基準設定	
		区画地外への配置 一		〇: 国有地への移転	〇:民有農地の購入		
	空間	丘陵地への配置	○:海への軸線・眺望	○:海への軸線・眺望	○:海への軸線・眺望	_	
	計	道路端部への配置	○ : アイストップ	○:寺院による自費開削	○:火防線の端部に配置	_	
	動地の連続		-	○:400mの街並み形成	0	○:300m越の街並みの形成	

図-6 対象4都市の寺院再配置の実態

の作成時点で、行政側には連担する寺町を建設する意図が あったことは確かであり、何らかの関与の可能性も考えら れる。

空間的には、300 m以上に亘って寺町が続く、北海道では珍しい街並みを形成している。各々の敷地の東隣街区にはそれぞれの参道が設けられ、西5条通から寺院を見通せる空間が共通して設計された。

7 考察とまとめ

本研究では、寺院が特徴的に配置された北海道の市街地を対象に、市街地が拡大する状況を把握した上で、寺院がどのような背景のもとで、誰の発意に基いて再配置されたかを解明し、こうした市街地再編の中で行われた特徴的な寺院再配置の実態を明らかにした。

余市では、近世市街地に接して市街地を増設した際に、 従前からの寺院群を開拓使の意向で新市街地外側の道路端 部に移転させた。寿都では、近世市街地を再編した際に、 新規の道路開削と一体的に寺町を建設した。天塩では、全 体計画の中で段階的に市街地を拡大させた中で、従前の寺 町を解体して、区画地外の国有地に新寺町を建設した。名 寄では、当初から市街地区画地内に寺町予定地を設定した が、同区画地での市街化が進まずにその西側に私設市街地 が延伸し、当時の中心街を形成したため、その近傍に新寺 町を建設した。

以上のように、高い計画性のもとで建設された北海道の 市街地では、その後の発展過程において設計手法を徐々に 蓄積し、時代に応じた宗教統制が行われ、やがて両者が接 点を見つけていった。その1つの回答が、区画地内に大規 模寺町予定地を確保した名寄市街地であろう。そこに至る までの過程においては、各々の時代背景や制度的背景、そ して市街地拡大の状況に応じて、それぞれ特徴的な寺院の 再配置を試行し、市街地再編という2度目の計画が施され てきた。

寺院の再配置については、公的主体が強く関与した余市 市街地、民間有志の協議による寿都市街地など、発意の仕 方は異なるが、当時においては、寺院が重要な都市施設と して扱われ、市街地再編の象徴的な事業として取り組まれ たと考えられる。

空間的な再配置の手法としては、まず、①市街地区画地外に配置する手法が確立された。市街地の拡大による寺院敷地の市街地内への埋没、防災都市計画による延焼防止策の強化、社寺規定による大規模敷地化、等の背景があった。他には、②市街地端部の道路の軸線上に配置することでアイストップを構成する、あるいは海に抜ける軸線を形成する、③寺院敷地を連ねることで寺町としての町並みを構成する、等が用いられた。

なお、神社の再配置も市街地再編にとって大きな要素であり、その実態解明を今後の課題としたい。

(本研究は、JSPS 科研費 19K04772 (令和 1-3 年度基盤研究 (C)) の助成をうけたものである。)

補注

- (1)明治29年に制定された「殖民地選定及び区画施設規程規定」では、 原野を開拓する際に、社会生活に必要な各種の施設等を「予定地」 として位置づけた。主な施設等は、官衙公署及び共有地、学校病 院敷地、神社寺院敷地、公園・遊園地、等であり、寺院敷地が明 記された。
- (2)本願寺道路は、現在の伊達市から札幌市までの約100kmの道路である。東本願寺により、明治3年から翌年までに開削された。同3年に北海道開教の拠点として東本願寺管刹(現在の東本願寺札幌別院)が設立された。
- (3)明治初年には、神道国家政策の基で僧侶も加えた教導職制度が発足したが、やがて有名無実化し、各仏教団体が独自に布教活動を展開するようになった。
- (4)その他に、堂宇50 坪以上、永続資本800 円か不動産収益が1カ 年120 円以上、檀徒100 戸以上または信徒の場合500 名以上、の 基準が制定された。神社の場合は、境内地300 坪以上、社殿6

- 坪以上、永続資本 500 円か不動産収益が 1 カ年 75 円以上、氏子 100 戸以上か信徒 300 名以上、である。
- (5)例えば、明治29年に曹洞宗が北海道布教規程、同30年に西本願寺が北海道説教所布教取締条例、東本願寺が北海道寺務出張所職制を制定し、北海道での布教体制の強化を図っている。
- (6)現在の積丹半島の神威岬は古くから海路の難所とされ、安政 2 (1855) 年までは、その以北の和人の定住が制限されていた。
- (7)江戸期に用いられた封建的な土地所有制度で、永代用役権を意味 している。北海道では、明治4年まで継続された。
- (8)同11年に梅川の付替え、同12年に湿地埋立て、同13年に中町・梅川町・琴平町が区画された。
- (9)琴平町共有地に立地した金刀比羅宮は、明治44年に余市神社境 内地の稲荷神社に合祀され、琴平町から消滅した。
- (10) 同図は、北海道文書館が所蔵する縦80cm×横182cmの地図であり、 郡役場が実施した調査を函館県(明治15年から19年にかけて開 拓使の後に設置された行政区)に報告した資料である。用途と地 目・番地が記入されている。
- (11)江戸期に現在の岩崎町に創立され、明治13年に現在の国道229 号付近に移転した。その後、昭和58年に国道229号(C道路) の延伸によって現在地に移築された。
- (12)図-3-1には、明治15年で現在の法界寺と法華寺の位置に「寺」 が表記されている。法華寺の移転年と整合せず詳細は不明である。
- (13)「広告利用寿都市街図」は明治36年に出版され、主要な商店・公的機関・寺院・神社などが記載されている。明治後半の同市街地の様子を伝える唯一の古地図であり、寿都町教育委員会が所蔵し、出版人は田尻興吉、印刷人は倉田嘉橋と記録されている。
- (14) 参考文献 12) には、善龍寺の「公共二関スル事蹟」の1つとして、「道路自費開削、渡島町通百四十四坪又 26 年 3 月宅地 8 畝 4 歩ヲ献納シ」とある。
- (15)同町では大正3年の大火で歴史的な文献・資料が類焼している。 地元では大火を契機に寺町を建設したとの伝聞があるが、文献調査とアンケート調査では確認できなかった。
- (16)アンケート調査による。昭和40年代から寿都町で居住する寺院 関係者が、寿都小学校校長から聞いたとする情報である。
- (17) 将来的な市街地建設を想定して、移住者による農地の開拓などを 抑制するために指定されたゾーニングである。
- (18) 一宅地は、街区を 12 等分した 10 × 20 間である。
- (19)参考文献 29) には「明治 28 年の区画設定当時、寺町とみなしていたからであろう。」との記述がある。
- (20)予定市街地を開放して共有地とすることで、小作による開墾等を行うことができ、地代を村の財源とすることを意図したものである。参考文献 27) によると、この実現のために、同じ北海道庁内の当時の北海道拓殖部長と地元の増毛支部長との間で数度にわたる書簡の往復があり、以下が協議された。増毛支部長から①市街地周辺の開発状況からこれ以上の市街地拡大は考え難いこと、②市街地区画地の東・北・南側の部分を市街地に編入して共有地とすることで村の基本財源を強化したい、との上申に対し、北海道拓殖部長は①の認識を追認した上で、②で希望した共有地範囲の半分程度の面積の市街地編入を認めている。内務省との交渉に、道庁が関与していないとは考えにくい。
- (21)参考文献 29) では、寺院の郊外移転に対して「市街地人口の増加をふまえたことにほかならない。」としている。
- (22)アンケート調査での現在地の選定理由について、「市街地では比較的高い丘陵地にあり、西方には美しい夕景を望む日本海と天塩川が横たわるなど、寺院としてふさわしいロケーションにあったことが一因」との回答があった。
- (23) 北海道では、一般的に移住者に市街地内の宅地を開放する際には、まず貸下げを行い、一定期間内での建物建設の状況を確認の上で所有権を与えた。しかし、最後発の大規模市街地であった名寄では、貸下げないで競売により直に所有権を与えたため、値上がり後の転売を目的とした購入者が多発した。
- (24)明治36年に名寄停車場が開業したが、同44年に同駅の北隣の恩根内駅まで延伸されるまでは、船着場の拠点性は維持された。
- (25)前者は、返送時に同封された当該寺院の歴史を記した資料の一文である。後者は、伝聞情報として提供されたものであり「名寄市

の寺院に行政から「寺町に移転するようにとの」指導のようなも のがあり、その命に従った寺院が寺町を形成している」との内容 である。

参考文献

- 1) 高倉新一郎(1947),「北海道拓殖史」,柏葉書院
- 2)河野常吉(1898-1901),「北海道殖民状況報文」,北海道殖民部
- 3) 山田誠(1971),「十勝地域の形成過程と中心集落一地域の動態的考察への一試論」,人文地理学会,『人文地理,第23巻2号』,pp154-189,人文地理学会
- 4)本井和彦、上田陽三、村本徹(1988),「北海道開拓期における 市街地区画測設の計画過程」,日本建築学会北海道支部研究報告 集,61号,pp.213-216
- 5) 桜井謙充、玉置伸伍、河村寿史(2000),「帯広市における都市 設計手法に関する研究: 明治前期北海道における殖民都市の 設計手法に関する研究(その4)」,日本建築学会学術講演梗概 集,F-1,pp.55-56
- 6) 牧野宏史、角幸博、石本正明、池上重康(2003),「札幌における幾何学的特異点に関する一考察」,日本建築学会北海道支部研究報告集,76号,pp.383-386
- 7) 柳田良造(2015),「北海道開拓の空間計画」,北海道大学出版会
- 8) 久保勝裕、安達友広、菅野圭祐、佐藤滋 (2014),「北海道殖民 都市における『山当て』の実態に関する研究-後志地方の6町村 を対象として-」,日本都市計画学会都市計画論文集,第50-3 号,pp.759-764
- 9) 久保勝裕、安達友広。西森雅広(2015),「北海道における明治 初期に建設されたグリッド市街地の設計手法に関する研究」,日 本都市計画学会都市計画論文集,第50-3号,pp.546-552
- 10) 安達友広、久保勝裕、西森雅広 (2015) ,「北海道の殖民地区画における基線の計画方法に関する研究」,日本都市計画学会都市計画論文集,第50-3号,pp.546-552
- 11) 安達友広・木曾悠峻・久保勝裕 (2019),「北海道殖民都市における奇岩に向けた景観軸整備の可能性」,日本都市計画学会都市計画論文集,第54-3号,pp.391-398
- 12) 星野和太郎(1894),「北海道寺院沿革誌」,聚文堂
- 13) 藤木義雄(1964),「北海道宗教大鑑」, 広報
- 14) 北海道神社庁誌編纂委員会(1999),「北海道神社庁誌」,北海 道神社庁
- 15) 北海道開教史編纂委員会 (2010) ,「北海道の西本願寺」, 北海 道開教史編纂委員会
- 16) 小野規矩夫 (1983),「開拓と宗教」,関秀志編,『北海道の研究 第5巻近・現代篇 I』, pp. 391-427, 清文堂出版株式会社
- 17) 開拓使 (1882) ,「本庁伺録 明治十四年・同十五年廃止迄ノ分」, 開拓使
- 18) 余市町教員会(1933),「余市町郷土誌」, 余市町教員会
- 19) 大住克明(2000),「よいちの神社、寺院」,余市郷土研究会
- 20) 余市町史編さん室(2017),「余市町史通史編3近世2」,余市町
- 21) 余市町史編さん室(2017),「余市町史通史編4明治1」,余市町 22) 開拓使(1882),「寿都港町名区画見取図」,開拓使地理課,『明 治十五年取裁録』,開拓使
- 23) 寿都町教育委員会(1974),「寿都町史」,寿都町
- 24) 山本竜也(2014),「寿都五十話」,書肆山住
- 25) 山本竜也(2018),「寿都歴史写真集 明治二十四年~昭和二十年」, 書肆山住
- 26) 寿都町役場企画振興課(1997),「寿都歴史的資源実態調査報告書」, 寿都町役場企画振興課
- 27) 北海道殖民部拓殖課(1904),「明治三十七年北海道庁公文録第 八七、公用地,殖民部拓殖課」,北海道
- 28) 天塩町史編さん委員会 (1971) , 「天塩町史」, 天塩町長
- 29) 新編天塩町史編纂委員会(1993),「新編天塩町史」,天塩町
- 30) 名寄町誌編纂委員会(1956),「名寄町誌」,上川郡名寄町
- 31) 名寄市役所(1971),「名寄市史」,名寄市役所
- 32) 名寄市史編さん委員会(1999),「新名寄市史第1巻」,名寄市
- 33) 名寄市史編さん委員会 (2000) ,「新名寄市史第2巻」,名寄市